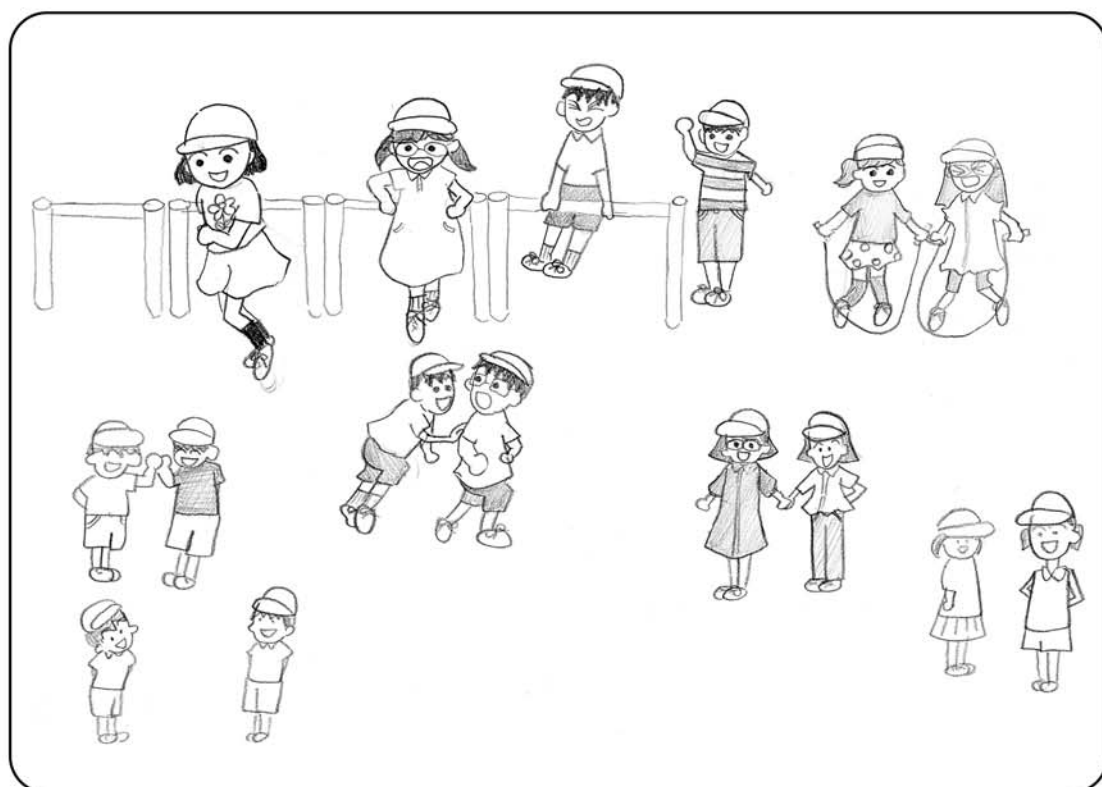


# 放課後児童クラブ

## ＝入所児童の募集について＝

2023年度

募集期間：2022年11月1日(火)～2022年11月25日(金)



朝霧児童クラブ 光宮 黎さん

明石市の放課後児童クラブは、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童等を対象として、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として開設しています。

放課後児童クラブの運営は、明石市が委託する「公益財団法人こども財団」が行います。

**公益財団法人 こども財団 放課後児童クラブ担当**

〒673-0883 明石市中崎1丁目4-1 中崎小学校内 北校舎4階

電話 (078)915-8170 FAX (078)915-8175

## 入所申込みについて

新型コロナウイルス感染防止のため、児童クラブ入所申込みについて、郵送での申請も受付しています。申込みの際は必ず下記の注意事項をご確認ください。

### 【受付期間】

- 新年度募集 2022年（令和4年）11月1日（火）～11月25日（金）（必着）
- 夏休みのみ入所 2023年（令和5年）5月8日（月）～5月26日（金）（必着）
- 冬休みのみ入所 2023年（令和5年）10月2日（月）～10月13日（金）（必着）
- 年度途中入所 随時受付 入所日（1日または15日）の3週間前まで

### 【注意事項】

- ・郵送申込みされる場合は、こども財団放課後児童クラブ担当宛てにお送りください。
- ・書類不備の修正等について、やりとりに時間がかかることがありますので、締切に余裕をもって郵送いただきますようお願いいたします。また、郵送申込みの際に不足・不備書類がある場合は、追加・修正の書類も受付期間内に到着していることが必要です。
- ・郵送いただいた書類の到着確認については対応できない場合があります。ご不安な場合は書留等をご利用ください。
- ・必要書類、記載方法等にご不明な点がある場合は、こども財団放課後児童クラブ担当までお問い合わせください。

## 入所申請関係書類のダウンロードについて

下記の明石市放課後児童クラブ入所申請関係書類は、明石市役所ホームページからダウンロードできます。

\* 「明石市放課後児童クラブ保護者負担金口座振替依頼書」については、複写式となっているためダウンロードできません。必ず入所申請関係書類の配布場所にてお受取りください。

申請書(様式)名	提出が必要な場合
入所申請書	放課後児童クラブへの入所を申請する場合
入所に関する同意書兼確認書	放課後児童クラブへの入所を申請する場合
就労証明書	保護者が就労中である場合
誓約書	保護者が就職活動中である場合
介護・看護スケジュール	保護者が親族の介護、看護を行っている場合
課税状況等届出書	世帯区分の適用により、保護者負担金の金額の変更を受ける場合
利用変更届	休所や退所、延長利用の変更など、届け出事項等の変更がある場合

# 2023年度 明石市放課後児童クラブ入所児童募集要項

## 1. 入所できる方 次の①～③の全てに当てはまる方が対象です。

- ① 市内の小学校に通学または市内に在住している児童（1年生～6年生）
- ② 保護者の就労、疾病等の理由により、昼間家庭において育成を受けることができない児童
- ③ 集団生活を営む上で著しく支障のない児童

※ 定員を超える申込みがある場合、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定いたします。

※ 保護者負担金または延長利用料の滞納がある世帯は、入所を許可しません。

※ 放課後児童クラブはクラブでの生活を通して児童を育成する制度のため、一時的な利用はできません。

※ 神戸大学附属小学校の児童、または市内在住で市外の小学校に通学している児童を除き、通学している小学校以外の児童クラブに入所することはできません。

入所事由	保護者の状況	入所可能期間
就労 (自営業含む)	通勤時間を含め、おおむね15時頃まで勤務している	就労している期間 ※勤務内定や育児休業中等の場合、入所後14日以内に勤務を開始し、入所後1カ月以内に「就労証明書」を提出してください。期限内にご提出いただけない場合、原則、 <u>退所となります。</u>
就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間
疾病・障害	病気やけが、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
出産	出産前後の休養が必要である ※ <u>育児休業中は、入所できません。</u>	産前は出産予定日より遡って8週間前に該当する月の初日から、産後は出産日から8週間を経過した月の末日まで
就職活動中	就職活動を継続的に行っている ※ <u>夏休みのみ、冬休みのみ</u> の入所は、 <u>できません。</u>	入所後90日以内 ※入所後90日以内に勤務を開始し、「就労証明書」を提出してください。期限内にご提出いただけない場合、原則、 <u>退所となります。</u>
親族の介護、 看護	親族の介護または看護を継続的に行っている	介護または看護を必要としなくなるまで

※入所申請書提出後、入所事由や申込内容が変更となった場合は、速やかに、各放課後児童クラブまたはこども財団放課後児童クラブ担当にご連絡ください。

## 2. 入所申込み、受付場所、入所決定について

受付期間(年度当初分)	2022年11月1日(火)～2022年11月25日(金)
随時受付について	上記の受付期間が過ぎてからの申請は、随時受付しますが、 <u>上記の期間内に受付した分の入所者が決定した後の入所の決定となります。</u>
窓口受付場所 ※郵送申請の場合は、こども財団放課後児童クラブ担当へ	各放課後児童クラブ 平日 13:00～19:00      または      こども財団 土曜日 9:00～17:00      放課後児童クラブ担当 平日 9:00～17:30
入所決定の結果について	2023年2月末までに郵送で通知します。 電話等による事前のお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

～年度途中(5月1日以降)の入所を希望する方へ(入所日の3週間前までに申請を)～

入所前の打ち合わせや受け入れ準備を行うため、入所申請書受付から3週間後の、1日または15日のいずれかが入所日となります。3週間以内の入所日を希望される場合、ご希望に添えない場合がありますのでご注意ください。入所決定の結果については、利用開始日の1週間前までに送付します。

## 3. 入所申込みに必要な書類 (夏休みのみ、冬休みのみ入所の書類も同じです。)

※書類不足・不備がある場合、申込みを受付できません。

※やむを得ない理由により、申込み期間中に申請できない場合は、必ずこども財団放課後児童クラブ担当へご連絡ください。

☆必要書類は証明年月日・発行年月日より3カ月以内のみ有効です。

☆在学証明書および診断書については、市役所に提出したものがあれば、コピーでも構いません。

- ①入所申請書兼延長育成利用申請書・・・児童1人につき1部
- ②入所に関する同意書兼確認書・・・児童1人につき1部
- ③入所事由を証明する書類(必要書類は3ページの表の通り)・・・同居のすべての保護者分  
※2人以上同時に申込みをされる場合は、児童氏名欄に兄弟姉妹氏名を記入し、いずれかの児童1人分に添付して提出してください。
- ④「明石市放課後児童クラブ保護者負担金口座振替依頼書」 4枚目の **お客様保管②(明石市提出分)** (金融機関の窓口で手続済のもの) (5ページ 7. 保護者負担金の口座振替手続きについてを参照)・・・児童1人につき1部  
※2人以上が同じ口座を使用する場合は、児童氏名欄に対象児童全員の氏名を記入し、いずれかの児童1人分に添付して提出してください。  
※以前に入所していた等の方で口座登録がお済みの方は金融機関の窓口でのお手続きは不要です。
- ⑤課税状況等届出書と添付書類 (4ページ 5. 費用について (2) に該当する方のみ)・・・児童1人につき1部  
※2人以上同時に申込みをされる場合は、児童氏名欄に兄弟姉妹氏名を記入し、いずれかの児童1人分に添付して提出してください。

入所事由	必要書類
就労 (自営業含む)	<p>就労証明書（募集要項同封分や明石市ホームページにある〔様式第2号〕を提出してください。）</p> <p>※単身赴任等で別居している保護者の分は不要です。</p> <p>※自営業の方は、就労証明書とあわせて<u>確定申告書・営業許可証・開業届等、個人事業を営んでいることがわかる書類を提出してください。提出できない場合は、保護者の個人名、屋号の表示がある店舗の広告やチラシ等の書類や売上・収支がわかる書類(取引先から受領した請求書・伝票等)</u>を提出してください。ご提出いただいた添付書類で事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※育児休業後勤務に復職するための就労証明書が提出できない場合は誓約書を提出し、<u>入所後14日以内に勤務を開始し、入所後1カ月以内に「就労証明書」を提出してください。</u></p>
就学	<p>① 在学証明書(原本)</p> <p>② 授業カリキュラムの写し・または1週間のスケジュール表(学習に要する時間が分かるように記載してください。)学年、授業カリキュラムの内容等に変更があった場合は、再提出してください。</p>
疾病・障害	<p>医師が発行する診断書(原本)または身体障害者手帳等の写し</p> <p>※療養期間の記載のないもの、「家庭での育成(保育)が困難である」状況が不明のものは無効です。</p>
出産	<p>産前：母子健康手帳(表紙及び分娩予定日のページ)の写し</p> <p>産後：母子健康手帳(出生届出済証明のページ)の写し等出生日のわかるもの</p>
就職活動中	<p>誓約書</p> <p>※就職活動を事由とした誓約書を提出して入所できるのは、年度中に一度限りです。</p> <p>※<u>就職活動を事由に夏休みのみ、冬休みのみ入所はできません。</u></p>
親族の介護、 看護	<p>① 介護または看護を受ける者の診断書(原本)・または身体障害者手帳等の写し</p> <p>※療養期間の記載のないものは無効です。</p> <p>② 1週間のスケジュール表(介護・看護に要する時間が分かるように記載してください。)</p>

#### 4. 開所日及び開所時間 [2022年10月現在]

- (1) 開所期間 2023年4月1日(土)から2024年3月31日(日)まで
- (2) 閉所日 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日から8月15日まで、12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 開所時間

曜日	通常時間	延長時間(朝) 希望者のみ	延長時間(夕方) 希望者のみ
平日(授業のある日) (月～金曜日)	授業終了後～17:00	なし	①17:00～18:30または ②17:00～19:00
土曜日			なし
長期休業日・代休日 (土曜日を除く)	8:30～17:00	8:00～8:30	①17:00～18:30または ②17:00～19:00

※ 延長時間(夕方)については、保護者または代理の大人が、必ずお迎えに来てください。

※ 気象警報発令時・暑さ指数(WBGT)等の理由により、開所時間を変更もしくは臨時に閉所することがあります。

## 5. 費用について [2022年10月現在]

### (1) 基本費用 (児童1人あたり)

内 容	金 額	徴収時期と方法
① 保護者負担金	月額 8,000円 (8月は12,000円) ☆世帯区分ごとに金額が異なります。〔(2)参照〕 ☆兄弟割引について：兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目以降、年長児童は2割減額します。入所申請書の「2023年度兄弟姉妹が児童クラブに入所している」の欄に☑と名前を記載してください。	納付方法は口座振替となり、毎月末日に指定の口座から引き落とします。 <u>金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」4枚目のお客様保管②(明石市提出分)</u> を申請書に添付してください。
② 延長利用料 (希望者のみ)	①17:00~18:30 月額 2,000円 または ②17:00~19:00 月額 2,500円 ※延長時間(朝)8:00~8:30は無料です。	※継続入所等の方で口座登録がお済みの方は不要です。
③ スポーツ保険料	年額 800円	入所説明会(3月上旬)等で各クラブが徴収します。
④ おやつ代及び教材費等	月額 2,000~3,000円程度 (クラブにより異なります。)	各クラブが徴収します。

※ 保護者負担金を2ヶ月滞納された場合は強制退所となりますので、ご注意ください。

※ 月の途中で入所する場合、15日以降の入所であれば当月分の保護者負担金が半額になります。  
(延長利用料は半額になりません。)

### (2) 世帯区分ごとの保護者負担金の適用について

次のAからCのいずれかに該当する場合は、各世帯区分に応じた保護者負担金の額を適用しますので、課税状況等届出書に記入のうえ、添付書類とともに提出してください。

世帯区分	必要書類	保護者負担金の額
① 市民税非課税世帯	市民税非課税証明書 すべての保護者分(原本) ※2022年1月1日現在、明石市に住民登録があった方について、添付は不要です。	月額 2,000円 (8月は3,000円)
② 生活保護世帯	生活保護受給証明書(原本) ※明石市で受給中の方について、添付は不要です。	月額 2,000円 (8月は3,000円)
③ ひとり親家庭等の世帯	児童扶養手当証書の写しまたは 母子家庭等医療費受給者証の写し ※明石市で受給中の方について、添付は不要です。	月額 4,000円 (8月は6,000円)

※ 2022年度市民税非課税世帯の場合は、2023年6月分まで適用します。

2023年7月分以降の適用については、2023年度市民税非課税世帯に限ります。

※ 児童扶養手当が全部停止になった場合、支給対象月まで適用します。

※ 離婚前であっても、離婚調停中の手続き中であることを証明できる書類(調停期日呼出状(通知書)の写し)等がある場合は、配偶者の所得を含めないで算定するため、非課税世帯に該当する場合があります。詳しくは明石市役所こども育成室企画担当(TEL 918-6004)までお問い合わせください。

※ 入所後に該当世帯になられた場合は、届出をされた月の翌月分からの適用となります。(月の初日であるときは、その月分から適用します。)また、世帯区分の適用後に該当しなくなった場合、「利用変更届」の提出が必要です。該当しなくなった月の翌月分から変更となります。(月の初日であるときは、その月分から変更します。)

## 6. 休所・退所について

「利用変更届」(各放課後児童クラブに備付けまたは明石市役所ホームページからダウンロードできます)に必要な事項等を記入の上、必ず事前に(休所・退所日の2週間前を目安に)各放課後児童クラブまたはこども財団放課後児童クラブ担当へ届け出てください。休所や退所の前日までに届出がない場合、児童クラブを1日も利用していなくても、保護者負担金及び延長利用料をお支払いいただきます。

### (1) 休所できる期間について

児童の疾病・入院その他、保護者の都合により、月当初から末日までの1か月間(1年度に1回に限り)利用しないことができます。休所する月の保護者負担金はかかりません。

※半月単位や、月をまたがったの休所はできません。ただし、夏休み期間(教育委員会が定める夏季休業期間)に限りその期間を休所することができます。この場合、1か月半(7月分の半額と8月分の全額)の保護者負担金がかかります。

### (2) 退所について

放課後児童クラブの利用を取りやめるときは、利用変更届(利用の取り止め)の提出が必要です。

月の途中で退所する場合、15日までの利用であれば当月分の保護者負担金は半額になります。

(延長利用料は半額になりません。)

## 7. 保護者負担金の口座振替手続きについて

放課後児童クラブの保護者負担金(延長利用料含む)の納付方法は、口座振替です。次の場合は口座振替の手続きが必要です。

- 初めて、児童クラブに入所する時 ※継続入所の方は、前年度の口座を引き続き使用します。
- 金融機関や口座名義人を変更する場合

### (1) 口座振替の手続き方法

「明石市放課後児童クラブ保護者負担金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入例(9ページ)を参考に、必要事項を記入・押印(8ヶ所:2・3・4枚目もお忘れなく)し、取扱金融機関の窓口まで直接お持ちいただき手続きをしてください。

手続き後、3・4枚目が返却されますので、そのうちの4枚目(お客様保管②(明石市提出分))を入所申請時に提出してください。

※口座振替手続きまでに1ヶ月程度要する場合がございますのでご了承ください。

### (2) 取扱金融機関

三井住友銀行・みなと銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・但馬銀行・百十四銀行・中国銀行・日新信用金庫・播州信用金庫・姫路信用金庫・淡路信用金庫・但陽信用金庫・近畿労働金庫・神戸信用金庫・兵庫信用金庫・西兵庫信用金庫・大阪協栄信用組合・なぎさ信用漁業協同組合・ゆうちょ銀行の本・支店

あかし農業協同組合・兵庫南農業協同組合の明石市内にある本・支店

### (3) 口座振替日(2023年度)

4月分	5月 1日	8月分	8月31日	12月分	1月 4日
5月分	5月31日	9月分	10月 2日	1月分	1月31日
6月分	6月30日	10月分	10月31日	2月分	2月29日
7月分	7月31日	11月分	11月30日	3月分	4月 1日

※振替日は毎月末日(その日が銀行の休日にあたる場合は翌営業日)となります。

※預金残高が不足している場合は、口座振替ができませんのでご注意ください。

## 8. 夏休みのみ入所について ※春休みのみの入所は実施していません。

- ※定員に空きがある場合のみの受付となります。(希望者全員の入所をお約束するものではありません。)  
 ※定員を超える申込みがある場合は、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定いたします。  
 ※申込みにあたり、就労時間の制限はありません。  
 ※就職活動を事由に入所することはできません。  
 ※(5ページ 6. 休所・退所について)の休所の適用はありません。

### ○ 入所申込み、受付場所、入所決定について

提出する書類	通年分と同様(入所申請書兼延長育成利用申請書の入所希望日の『夏休みのみ入所』に☑をつけてください。)
受付期間	2023年5月8日(月)～2023年5月26日(金) ※受付期間が過ぎてからの申請は、受付できません。
窓口受付場所 ※郵送申請の場合は、こども財団放課後児童クラブ担当へ	各放課後児童クラブ 平日 13:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 または こども財団 放課後児童クラブ担当 平日 9:00～17:30
入所決定の結果について	2023年6月末までに郵送で通知します。電話等による事前のお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

### ○ 開所日及び開所時間〔2022年10月現在〕

- (1) 開所期間 2023年度1学期の終業式 から 2023年度2学期の始業式 まで  
 (2) 閉所日 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日から8月15日まで  
 (3) 開所時間

曜日	通常時間	延長時間(朝) 希望者のみ	延長時間(夕方) 希望者のみ
月～金曜日	8:30～17:00	8:00～8:30	①17:00～18:30または ②17:00～19:00
土曜日			なし

### ○ 費用について〔2022年10月現在〕

- (1) 基本費用 (児童1人あたり)

内容	金額	徴収時期と方法
① 保護者負担金	16,000円 ※7月に4,000円、8月に12,000円を登録済口座から振替します。 ☆世帯区分ごとに金額が異なります。 ☆兄弟割引について：兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目以降、年長児童は2割減額します。入所申請書の「2023年度兄弟姉妹が児童クラブに入所している」の欄に☑と名前を記載してください。	納付方法は口座振替となり、毎月末日に指定の口座から引き落とします。金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」4枚目のお客様保管②(明石市提出分)を申請書に添付してください。 ※継続入所等の方で口座登録がお済みの方は不要です。
② 延長利用料 (希望者のみ)	①17:00～18:30 月額 2,000円または ②17:00～19:00 月額 2,500円 ※延長時間(朝)8:00～8:30は無料です。	
③ スポーツ保険料	年額 800円	
④ おやつ代及び教材費等	月額 2,000～3,000円 (クラブにより異なります。)	各クラブが徴収します。

※ その他の事項については、通年分の募集要項に記載している内容と同様となります。



## 9. 冬休みのみ入所について ※春休みのみの入所は実施していません。

- ※定員に空きがある場合のみの受付となります。(希望者全員の入所をお約束するものではありません。)  
 ※定員を超える申込みがある場合は、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定いたします。  
 ※申込みにあたり、就労時間の制限はありません。  
 ※就職活動を事由に入所することはできません。  
 ※(5ページ 6. 休所・退所について)の休所の適用はありません。

### ○ 入所申込み、受付場所、入所決定について

提出する書類	通年分と同様（入所申請書兼延長育成利用申請書の入所希望日の『冬休みのみ入所』に☑をつけてください。）
受付期間	2023年10月2日（月）～2023年10月13日（金） ※受付期間が過ぎてからの申請は、受付できません。
窓口受付場所 ※郵送申請の場合は、こども財団放課後児童クラブ担当へ	各放課後児童クラブ 平日 13:00～19:00      または      こども財団 土曜日 9:00～17:00      放課後児童クラブ担当 平日 9:00～17:30
入所決定の結果について	2023年11月上旬までに郵送で通知します。電話等による事前のお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

### ○ 開所日及び開所時間〔2022年10月現在〕

- (1) 開所期間 2023年12月19日(火) から 2024年1月12日(金) まで  
 (2) 閉所日 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで  
 (3) 開所時間

曜日	通常時間	延長時間(朝) 希望者のみ	延長時間(夕方) 希望者のみ
月～金曜日	8:30～17:00	8:00～8:30	①17:00～18:30 または ②17:00～19:00
土曜日			なし

### ○ 費用について〔2022年10月現在〕

- (1) 基本費用（児童1人あたり）

内容	金額	徴収時期と方法
① 保護者負担金	<u>8,000円</u> ※12月に4,000円、1月に4,000円を登録済口座から振替します。 ☆世帯区分ごとに金額が異なります。 ☆兄弟割引について：兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目以降、年長児童は2割減額します。入所申請書の「2023年度兄弟姉妹が児童クラブに入所している」の欄に☑と名前を記載してください。	納付方法は口座振替となり、毎月末日に指定の口座から引き落とします。金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」4枚目のお客様保管②(明石市提出分)を申請書に添付してください。
② 延長利用料 (希望者のみ)	①17:00～18:30 月額 2,000円または ②17:00～19:00 月額 2,500円 ※延長時間(朝)8:00～8:30は無料です。	※継続入所等の方で口座登録がお済みの方は不要です。
③ スポーツ保険料	年額 800円	各クラブが徴収します。
④ おやつ代及び教材費等	月額 2,000～3,000円 (クラブにより異なります。)	

※その他の事項については、通年分の募集要項に記載している内容と同様となります。

2023年度 明石市放課後児童クラブ入所申請書兼延長育成利用申請書

2022年11月21日

記入例

〒673-0883

申請者 住所 明石市中崎1-4-1

(保護者) 氏名 明石 花子

電話 080-1111-1111 携帯(母、父、その他( ))

電話 080-2222-2222 携帯(母、父、その他( ))

明石市放課後児童クラブを利用したいので、明石市放課後児童健全育成事業実施要綱第8条、第14条の規定により、次のとおり申請します。

2023年度兄弟姉妹が児童クラブに入所している場合は、と名前を記入してください。

入所希望日 ※ <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 通年 4 月 <input checked="" type="checkbox"/> 1日入所 または <input type="checkbox"/> 夏休みのみ入所 (受付期間: 5/8~5/26) <input type="checkbox"/> 冬休みのみ入所 (受付期間: 10/2~10/13)				
入所希望児童名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 2023年度兄弟姉妹が児童クラブに入所している 名前( ) <input type="checkbox"/> 前回登録済の口座を利用する		
フリガナ (アカシ カイ) 氏名 <b>明石 海</b>	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女 ※2023年4月現在 第1学年	2016年 5月 5日 通学する小学校名 中崎 小学校	希望するクラブ名 ※明石市立の小学校に通う場合は不要 児童クラブ		
入学前の利用施設【新1年生のみ記入】	ながさき		幼稚園/保育所(園) <input checked="" type="checkbox"/> こども園		
入所希望理由	※ <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 就職活動中 <input type="checkbox"/> 親				
特記事項 ※ <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	児童の健康状況や既往症等、伝えておきたいことはありますか。 <input type="checkbox"/> 特になし <input checked="" type="checkbox"/> あり (具体的に: <b>感情の起伏が激しい。集団生活が苦手。</b> ) <input type="checkbox"/> 特別支援学級に通います。 <input type="checkbox"/> 障害に関する手帳/申請中・有(等級など) ※手帳のコピー ご記入いただいた特記事項について、支援員が入学前に通っていた施設または いすることがあります。ご了承くださいませようお願いいたします。 【保護者の同意確認欄】 支援員の調査に ( <input checked="" type="checkbox"/> 同意します /				
生計を同一とする家族の状況 ※児童本人以外	児童との続柄	氏名	生年月日	職業等	備考 (別居中等)
	父	明石 太郎	1986. 1 . 1	会社員	
	母	明石 花子	1987. 2 . 2	会社員	
	弟	明石 空	2019. 3 . 3	ながさきこども園	
			.	.	
利用予定日 ※ <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	週(月~金)5日間のうち、平均 週 1・2・3・4・ <input checked="" type="checkbox"/> 5 日 利用予定 土曜日の利用予定 あり・ <input checked="" type="checkbox"/> なし ※習い事等で利用しない日を除いた利用予定日(不定期の場合は平均日数)を選んでください。 ※現時点の予定でご記入ください。入所審査には影響しません。				
延長育成の利用 ※ <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 延長利用を希望しない <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで希望 <input type="checkbox"/> 午後7時まで希望 延長育成を希望する理由( ) 延長お迎え予定時間( : )お迎え/母・父・その他( )				

今までに児童クラブに入所したことがある、兄弟姉妹が入所していた等、すでに登録済の口座がある場合はをしてください。その口座を引き続き登録しますので、口座振替依頼書のお手続きは不要です。

(注) この申請書には、次の区分により必要な書類を添付してください。(書類がそろってから入所審査を行います。)

- (1) 保護者の就労を理由として申請される場合 就労証明書(様式第2号)
- (2) 保護者の疾病(長期入院等)を理由として申請される場合 医師の診断書
- (3) その他の理由により申請される場合 当該事実を証明することができる書類

受付印

明石市

申請前に、金融機関の窓口へ手続きをしてください。  
3, 4枚目が返却されますので、4枚目の「お客様  
保管② 明石市提出分」を、入所申請書と合わせて  
提出してください。

衣 頼 書  
申 込 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

取扱金融機関様

保 護 者	住 所	〒 673 - 0883 明石市中崎 1-4-1
	氏 名	明石 花子 ☎(080)1111-1111 (印)

(振替・払込開始月)  
明石市に支払うべき

〇〇年 4月分 保護者負担金 から  
下記の約定を確約し、指定預金口座より  
口座振替による納付を依頼します。

児 童 C D	児童クラブ名	児 童 氏 名
	〇〇児童クラブ	明石 海

振替・払込日はご利用月の末日となります。  
末日が休業日の場合は翌営業日となります。

親以外の名義でも可

銀行届印を押印してください。  
(2・3・4枚目もお忘れなく)

記

1 指定金融機関・口座

フリガナ	アカシ タロウ	届出印	住 所
口座名義人	明石 太郎	(印)	明石市中崎 1-4-1

銀 ゆ う ち 行 よ	払込先口座番号	0 1 1 8 0 - 6 - 5 3 3 0 0	払込先加入者名	明石市会計管理者
	種目コード	種別	通 帳 記 号	通 帳 番 号
	1 6 6 3 0 1		0 ※	

通帳番号は右づめで記入し、8桁に満たない場合は、「0」でうめてください。

6桁目がある場合は※欄にご記入ください。

金 融 機 関 の よ	金 融 機 関 名	店 舗 名	預 金 種 別	口 座 番 号 (右づめで記入のこと)
	こども 銀行 信用金庫 組 合	明石 本店 支店 出張所	① 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6 7

どちらか

取扱金融機関

三井住友銀行・みなと銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行  
但馬銀行・百十四銀行・中国銀行・日新信用金庫  
播州信用金庫・姫路信用金庫・淡路信用金庫  
但陽信用金庫・近畿労働金庫・神戸信用金庫  
兵庫信用金庫・西兵庫信用金庫・大阪協栄信用組合  
なぎさ信用漁業協同組合・ゆうちょ銀行の本・支店  
あかし農業協同組合・兵庫南農業協同組合の  
明石市内にある本・支店

取扱店日附印

取扱店日附印		

金融機関使用欄

受	付	印鑑照合	検	印

# 放課後児童クラブ一覧

〔2022年10月現在〕

☆ 本市の児童クラブは全て各小学校の敷地内にあります。

	クラブ名	所在地	電話番号
1	松が丘児童クラブ	松が丘3-1-1 (松が丘小学校内)	917-1755
2	朝霧児童クラブ	朝霧東町1-1-40 (朝霧小学校内)	911-4150
3	人丸児童クラブ	東人丸町26-29 (人丸小学校内)	914-4498
4	中崎児童クラブ	中崎1-4-1 (中崎小学校内)	913-5290
5	明石児童クラブ	山下町12-21 (明石小学校内)	920-8864
6	大観児童クラブ	大明石町2-8-30 (大観小学校内)	913-8234
7	王子児童クラブ	王子1-1-1 (王子小学校内)	927-8535
8	林児童クラブ	林崎町1-8-10 (林小学校内)	925-3218
9	和坂児童クラブ	和坂2-12-1 (和坂小学校内)	927-6893
10	鳥羽児童クラブ	西明石北町2-2-1 (鳥羽小学校内)	927-2201
11	沢池児童クラブ	明南町3-3-1 (沢池小学校内)	921-0911
12	藤江児童クラブ	藤江235 (藤江小学校内)	922-7512
13	花園児童クラブ	西明石南町1-1-10 (花園小学校内)	927-0911
14	貴崎児童クラブ	貴崎5-5-52 (貴崎小学校内)	925-6097
15	大久保児童クラブ	大久保町大久保町430 (大久保小学校内)	935-2985
16	大久保南児童クラブ	大久保町ゆりのき通3-1 (大久保南小学校内)	935-5401
17	高丘東児童クラブ	大久保町高丘3-2 (高丘東小学校内)	934-6460
18	高丘西児童クラブ	大久保町高丘7-23 (高丘西小学校内)	936-6136
19	山手児童クラブ	大久保町大窪1600 (山手小学校内)	934-7585
20	谷八木児童クラブ	大久保町谷八木878 (谷八木小学校内)	934-6671
21	江井島児童クラブ	大久保町西島252 (江井島小学校内)	947-2990
22	魚住児童クラブ	魚住町清水570 (魚住小学校内)	947-6785
23	清水児童クラブ	魚住町清水1752-2 (清水小学校内)	942-0932
24	錦が丘児童クラブ	魚住町錦が丘1-17-5 (錦が丘小学校内)	947-4500
25	錦浦児童クラブ	魚住町西岡1349 (錦浦小学校内)	947-3582
26	二見児童クラブ	二見町東二見454 (二見小学校内)	943-6468
27	二見北児童クラブ	二見町福里274 (二見北小学校内)	943-1833
28	二見西児童クラブ	二見町西二見383-34 (二見西小学校内)	944-1809

## ★問い合わせ先★

〒673-0883 明石市中崎1丁目4-1 中崎小学校内 北校舎4階  
 公益財団法人 こども財団 放課後児童クラブ担当  
 電話 (078) 915-8170 FAX (078) 915-8175  
 URL <https://www.akashi-houkago-jidou-club.jp/>